第三条各号列記以外の部分中「事務」の下に「（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局においては、第五号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第六号中「事務（」の下に「関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局の総務課においては、」を加え、「第五号」を「第四号」に、「限る」を「、その他の地方更生保護委員会事務局の総務課においては、保護観察所組織規則第三条第一号から第五号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に掲げるものに限る」に改め、同条第十二号中「中部地方更生保護委員会事務局、近畿地方更生保護委員会事務局及び中国地方更生保護委員会事務局」を「関東地方更生保護委員会事務局以外の地方更生保護委員会事務局」に改め、「、その他の地方更生保護委員会事務局（関東地方更生保護委員会事務局を除く。）の総務課においては、第四条の二及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ」を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（会計課の所掌事務）

第三条の二　会計課は次に掲げる事務をつかさどる。

一　前条第五号に掲げる事務に関すること。

二　保護観察所の事務（保護観察所組織規則第三条第五号に掲げるものに限る。）の監督に関すること。

第四条第一号中「総務課」の下に「、会計課」を加える。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○法務省令第十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

法務大臣　金田　勝年

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「十一人」を「十三人」に改める。

第七条第二項の表東京入国管理局の項中「、就労審査担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び審判担当」を「、就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び難民審判担当」に、

就労審査担当	就労審査第一担当 就労審査第二担当

を

審判担当	前項第二十一号及び第二十二号に掲げる事務並びに関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務（審査管理担当、在留審査担当、留学審査担当、就労審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当、就労審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）並びに同項第十一号、第二十二号及び第二十五号に掲げる事務並びに同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務（審査管理担当、在留審査担当、留学審査担当、就労審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当、就労審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）並びに同項第十一号、第二十二号及び第二十五号に掲げる事務並びに同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務（審査管理担当、就労審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）
前項第二十一号及び第二十二号に掲げる事務（審査管理担当、在留審査担当、留学審査担当、就労審査第二担当、難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）並びに同項第十一号、第二十二号及び第二十五号に掲げる事務並びに同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務（審査管理担当、在留審査担当、留学審査担当、就労審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当、就労審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当及び難民調査担当が分担する事務を除く。）	審判担当

に改める。

第八条第一項に次の一号を加える。

十七　入管法第二十二条の四第三項ただし書の規定による通知並びに第六十一条の九の二第四項及び第五項の規定による交付送達に関すること。

第八条第二項の表東京入国管理局の項中「端緒として行う同項第十六号に掲げる事務」及び「第十六号に掲げる事務（調査第一担当、調査第二担当及び調査第三担当が分担する事務を除く。）」の下に「並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十七号に掲げる事務」を加え、同表名古屋入国管理局の項及び大阪入国管理局の項中「調査第二担当が分担する事務を除く。）」及び「端緒として行う同項第十六号に掲げる事務」の下に「並びにこれらの事務の遂行に際して行う同項第十七号に掲げる事務」を加える。

第十二条第二項中「東京入国管理局羽田空港支局に審査監理官一人、首席審査官四人」を「東京入国管理局羽田空港支局に審査監理官一人、首席審査官五人」に、「十一人」を「十二人」に改める。

第十五条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項中「第十号」を「同項第十号」に改め、同表東京入国管理局羽田空港支局の項に次のように加える。

審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一から第三審査担当が分担する事務を除く。）

第十五条第二項の表大阪入国管理局関西空港支局の項に次のように加える。

審判担当	第七条第一項第十七号から第二十五号までに掲げる事務並びに審査請求に関する同項第二号、第六号、第十五号及び第二十九号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当及び第一から第十審査担当が分担する事務を除く。）

第十六条第二項の表東京入国管理局成田空港支局の項中「第十六号」を「第十七号」に改め、同表東京入国管理局横浜支局の項中「及び第十六号」を「から第十七号まで」に改める。

第二十条中「千歳苫小牧出張所」の下に「、仙台入国管理局仙台空港出張所」を、「名古屋入国管理局」の下に「富山出張所、同局」を、「岡山出張所」の下に「、同局広島空港出張所」を、「福岡空港出張所」の下に「、同局長崎出張所、同局対馬出張所」を加える。

査担当	就労（技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務

を

審判担当	前項第二十審査請求に掲げる事留管理情報審査担当、

に、

高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務	就労（就労審査第一担当が分担する事務の欄に掲げる在留資格及び技能実習を除く。）を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務